

消費者の方へ

## 訪問購入のトラブル

に注意してください！



訪問購入とは…消費者の家を購入業者が訪問し、消費者の貴金属やブランド品などを買い取るものです。

### 以下のような訪問購入のトラブルが見られます

購  
入  
前

電話では…

「いらぬ着物を買う」「査定だけ」

実際に家に来た時には…

「指輪やネックレスを売ってくれ」と言われた。

❗ トラブルを避けるために

- 依頼をしていないにもかかわらず、購入業者が突然家に来て買取りをすることは、法律で禁止されています！
- そのような業者は**家に上げない**ようにしましょう！

購  
入  
後

契約後、クーリング・オフを申し入れたら…

「買取りの場合はクーリング・オフできない」

「キャンセル料がかかる」と言われた。

❗ もし買取りをしてもらった場合

- 契約書などの書面を受け取ってから**8日間**は
  - ・クーリング・オフ（契約をなかったことにする）ができます！
  - ・手元に商品を引き続き置いておくことができます！

呼んでいないのに業者が来たときや、強引に品物を買取られたときなどは、八王子市消費生活センター（042-631-5455）にご相談ください。

（消費者庁資料より一部引用）

# TOKYOエシカルパートナー企業・団体に参加

「TOKYOエシカル」は、東京都が令和4年度に立ち上げた新プロジェクトで、「エシカル消費」につながる取組を実施している約160のパートナー企業・団体がネットワークを構築し、エシカル消費を日常にするための社会的ムーブメントを創出するとともに、エシカル消費を実践しやすい環境の整備をめざしていくものです。

「TOKYOエシカル」ホームページ  
<https://ethical-action.tokyo/>



(東京都HPより一部引用)

## 八王子市消費生活啓発推進委員を募集！

八王子市では市とともに消費生活に関する啓発活動を行う消費生活啓発推進委員を募集しています。委員の皆さんには、消費生活フェスティバルの企画・運営や、都の消費者月間事業のイベントへの参加など、さまざまな形で協力していただきます。お問合せは、八王子市消費生活センターまで。

八王子市消費生活啓発推進委員会ホームページ  
<https://shouhiseikatu802.com/>



契約のトラブルなどでお困りの際は、まずご相談ください

## 八王子市消費生活センター



相談専用電話：☎042-631-5455

月～土曜日の午前9時～午後4時30分（祝・休日、年末年始を除く）

\*年末年始を除く祝・休日については「消費者ホットライン」☎188でご相談（午前10時～午後4時）を受け付けています。

- \*相談は無料、秘密は守られます。
- \*クリエイトホール休館日は、電話及びメールフォームによる相談をお受けしています。
- \*土曜日にお越しの際は、事前に電話連絡をお願いします。

〒192-0082 八王子市東町5-6 クリエイトホール地下1階  
電話：042-631-5456 FAX：042-643-0025

### メールフォームによる相談

メールフォームによる相談をお受けしています。ご利用は右の二次元コードまたは下記アドレスから！



<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/life/005/001/002/p007214.html>